

令和2年度第2回

兵庫県国民健康保険審査会会議録

令和3年3月3日

兵庫県国民健康保険審査会

令和2年度第2回兵庫県国民健康保険審査会会議録

1 開会の日時及び場所

日時 令和3年3月3日(火) 13時30分から15時00分まで
場所 兵庫県議会第3委員会室

2 出席した委員の氏名及び種別

被保険者代表	川田 安子	元・神戸市須磨区保健福祉部長
同	中谷 友子	元・稲美町税務課課長補佐
同	中川 尚美	西宮市薬剤師会副会長
保険者代表	河野 勝雄	兵庫県食品国民健康保険組合理事長
公益代表	足立 正樹	神戸大学名誉教授
同	浜田 知昭	兵庫県議会議員
同	生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長

3 議事の要領

別紙のとおり

事務局	<p><定足数>国民健康保険法第96条 各代表1名以上（被保険者代表委員3名、保険者代表委員1名、公益代表委員3名）を含む過半数の委員の出席により定足数を充足し審査会が成立していることについて報告</p>
会長	兵庫県国民健康保険審査会規程第6条に基づき、審査会を開会いたします。
会長	<p><議事録署名人の指名>審査会規程第8条 中谷委員と河野委員にお願いします。</p>
両委員	（了解）
会長	次に、会長専決事項等について事務局より報告いたします。
事務局	（資料により説明）兵庫県国民健康保険審査会運営要領第2条第8項
会長	ただいま会長専決事項等について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。
委員	差押処分に係る却下裁決について、裁決に異議はないですが、差し押えの対象となった一部保険料について、督促状の送付前に本件処分を行っており、適法な手続となっていません。また、本件処分に係る配当計算書に記載の差押金額及び配当金額に誤りがあったことについて、今後、間違いのないよう適切に処理いただきたいと思います。
事務局	そのようなご意見があった旨、処分庁にお伝えさせていただきます。
会長	他にご意見ないようですので、審議に入ります。
事務局	<p><議案1>令和2年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求7件 （資料により説明）</p>
会長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。

委員	(意見・質問等は特になし)
会長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事務局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説明)
会長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委員	(意見・質問等は特になし)
会長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案1につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事務局	〈議案2〉令和2年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求35件 (資料により説明)
会長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委員	(意見・質問等は特になし)
会長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事務局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説明)
会長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委員	(意見・質問等は特になし)

会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案3につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案3〉平成31年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求1件 (資料により説明)
会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案3につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案4〉令和2年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求1件 (資料により説明)

会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委 員	保険料の年額は毎年ほぼ同じなのに、特別徴収によると、年度の前半と後半でなぜ納付額に差がでてくるのでしょうか。
委 員	この問題については、疑問が生じるところであり、各保険者において徴収額の平準化に向けて取り組んでおられるところです。しかしながら、未だ均等に徴収できる体制が整っていない保険者が多いというふう聞いております。
会 長	仮徴収額については、保険者が自由に設定することはできないのでしょうか。
委 員	対象被保険者が少なければ、個々に調整することは可能だと思いますが、人数が多いと難しいと思われれます。
事 務 局	この問題について、保険者から、被保険者の方への説明が非常に困難であるという意見を頂いております。それを踏まえまして、近年、県から厚生労働省に対し、提案を行っているところであり、現在、検討段階といったところになります。
会 長	他にご意見ないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委 員	(意 見 ・ 質 問 等 は 特 に な し)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案4につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。

事務局	〈議案5〉令和2年度国民健康保険料減免申請不承認処分に係る審査請求1件 (資料により説明)
会長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委員	(意見・質問等は特になし)
会長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事務局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説明)
会長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委員	(意見・質問等は特になし)
会長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案5につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事務局	〈議案6〉令和2年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求1件 (資料により説明)
会長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委員	国民健康保険から社会保険への異動になると、社会保険に加入した日の翌日に国民健康保険を脱退となるということで、二重加入状態が生じるということですか。

事務局	二重加入状態となるのは、資格喪失時期と資格取得時期のずれによって被保険者への保険給付が欠けることがないようにということとされます。
委員	保険料の徴収は二重になっていないのでしょうか。
事務局	二重になっておりません。
委員	社会保険同士での異動になると、どのような取り扱いになっているのでしょうか。
事務局	当日脱退で、翌日加入ということになります。
会長	他にご意見ないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事務局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委員	(意見・質問等は特になし)
会長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただきますよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案4につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
会長	これをもちまして、本日の審理を終了し、兵庫県国民健康保険審査会を閉会いたします。